

第 29 回 手話通訳技能認定試験（手話通訳士試験）

「聞取り通訳試験」問題

第 1 問

〔通訳場面の説明〕大学の職員研修の通訳です。テーマは、「障害者差別解消法」。コーディネーターが、大学の情報保障について話します。きこえない職員も、数名参加しています。

〔問題文〕

皆さまもご存じのとおり、2016年4月に障害者差別解消法が施行されました。

1981年の国際障害者年に続いて、「国連障害者の十年」と「アジア太平洋障害者の十年」が展開されました。その後、2006年に国連で「障害者の権利に関する条約」が採択され、日本政府も国内法を整備して2014年に批准しました。

そして、2016年によりやく「障害者差別解消法」が施行されたという流れがあります。つまり、長い時間をかけて作り出された法律ということだと思います。

かつては、大学に入るときに「教員や学生に一切の協力をお願いします。」と念書を書かされた障害者がたくさんいました。

障害者差別解消法ができた今、そのようなことは法律違反となりますね。では、何が差別行為になるのか、合理的配慮とは何かを、これから具体的に説明しましょう。

第 2 問

〔通訳場面の説明〕ろう協会女性部の教養講座「終活を始めたきっかけ」の通訳をします。

講師は有名なルポライターです。50名ほどの参加者はほぼ全員がきこえません。

〔問題文〕

私の仕事部屋は、資料や本が散乱してて、床が見えなかったんです。足の踏み場がなくて、うっかり紙を踏んで、つるっと滑って危うく怪我をしそうになったこともあるくらいです。

収納について書かれている本には、「物には居場所を決め、そこに片付けましょう」って書いてあるんですよ。…でも、そんなスペースなんかあるわけないし、居場所を決めるほどのものではない、いわゆるガラクタ類ばかりなんです。もう途方に暮れてしまいましたね。

「断捨離」本は、何冊読んだかわかりません。

ある日、ネット検索していたら、必要最小限のもので生きてる人たちがいるんですね。ほとんど物が無い、ガラ〜ンとした部屋に住んでいる、もう〜びっっくりしました。

もし私が死んだら、他人（ひと）にこの部屋を見られるのも恥ずかしいですよ。この大量のガラクタを片付ける家族も気の毒だなあって。死ぬときは、必要最低限のものだけにしたいと、5年前に「終活」を始めたわけです。

第 29 回 手話通訳技能認定試験（手話通訳士試験） 「読取り通訳試験」問題（要約文）

第 1 問（要約文）

場 面：手話サークル
講 師：聴覚障害者協会の会員
テーマ：城めぐり～姫路城編～

この前姫路城に行きました。姫路城は日本で初めて世界遺産に登録された一つです。

お城というと黒っぽいイメージがありますが、姫路城は、白い漆喰の城壁が美しいお城です。2年前に修繕工事が終わったということで、どうしても見たいと思い、見に行きました。

駅に降り立って、真正面を見ると、まっすぐに伸びた大通りの先にお城がそびえている光景が美しく、感動しました。城に着くと、係員が1時間待ちのプラカードを掲げていました。「ここまで来たのだからと」だいぶ待つてようやく入場できました。

城内には多数の槍、刀が陳列されていました。姫路城は、これまで震災や戦火を免れ、再建をしていないお城といわれています。こうした再建を経ない現存するお城は12城のみだそうです。いつか12城全部を制覇してみたいと思います。

第 2 問（要約文）

場 面：役所の介護保険課窓口
相談者：聞こえない人
内 容：施設利用料について

母は82歳。ろう者。普通の特別養護老人ホームで生活中。元気だ。

最近母の貯金通帳を見るのがあって、残高が急に減っている、驚いた。施設の利用料が前に比べて高くなっている。収入ゼロは変わらないのに、どうして利用料が高くなっているのか！

調べてみて分かった。平成28年8月から食費と部屋代の利用者負担段階を判定する収入に、障害年金を含めるようになったらしい。つまり、母はいま収入があるという意味・・・

収入額が年間80万円を超えると、1か月の利用料が6万7千円ちょっとだったのが、9万円を超えるようになった。収入は変わらないのに、負担増だ。

貯えもそれほどないので、これから何かあった時のことを考えると不安だ。利用料の負担を軽くする方法は何？